

## かんたんな労務知識

新秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。行楽やスポーツの季節となってきましたね。  
さて、しばらく繁忙期であったため「かんたんな労務知識」をお休みしていましたが、今月より再開したいと思います。

### 労働契約申込みみなし制度

～ある日突然、派遣労働者を直接雇用しなくちゃいけない?!～




平成27年10月より、違法派遣の是正を目的とした、労働者派遣法の一部改正が行われます。

【改正ポイント】 違法派遣を行った(受け入れた)時点において、  
派遣先企業が派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとみなす制度が施行されます。

#### 【違法行為の例】



- ① 派遣労働者を禁止業務に従事させた(㊦港湾運送業務、㊧建設業務、㊨警備業務、㊩医療関係業務)
- ② 無許可・無届出事業主から労働者派遣を受けた
- ③ 期間制限を超えて労働者派遣を受け入れた
- ④ 偽装請負


これにより…、 違法行為が行われた時点で派遣先企業が派遣労働者へ雇用の申し込みをしたことになり、  
派遣労働者とその申し込みを承諾した場合、派遣会社と派遣労働者が交わっていた労働契約を  
派遣先企業が同等の条件で引き継がなければならなくなります。  
つまり、派遣会社と同じ条件で直接雇用しなければならなくなるのです。

※ 特に上記違法行為の例③④は、知らないうちに違法行為を犯していることも少なくありません。

**今一度、派遣契約や派遣契約期間のチェックを行いましょう!**

### ストレスチェックに関する助成金

平成27年12月より、50人以上の事業場において、年1回のストレスチェックの義務化がスタートしますが、50人未満の事業場が同様にストレスチェックを行う場合、助成金を受けられることがあります。

【活用例】 愛知県内に事業場3か所 / A工場 60人、B工場30人、C工場30人の場合  
 B工場とC工場のストレスチェックに要する費用が助成されます。

【助成金額】 ストレスチェック1名 500円を上限とした実費  
産業医による面談をした場合 21,500円を上限とした実費

※1. ただし、事前に小規模事業場団体登録届出書が必要です。

※2. 上記団体登録には、同一県内に50人未満の事業場が2事業場以上必要となります。



当事務所では、企業様からお預かりする個人番号の安全な運用・保管に努めるとともに、社内規程等のマイナンバーに関するご相談についても対応させていただきます。

詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656